

京都市農業委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月18日

京都市農業委員会会長 中村安良

京都市農業委員会規則第1号

京都市農業委員会規則の一部を改正する規則

京都市農業委員会規則の一部を次のように改正する。

「

第5章 事務局（第25条～第32条）

目次中 第6章 公印（第33条） を

第7章 補則（第34条）

」

「

第5章 事務局（第25条～第34条）

第6章 公印（第35条・第36条） に改める。

第7章 補則（第37条）

」

第4条第10号中「委託及び物件，労力その他」を「物品等」に改める。

第34条を第37条とし，第33条を第35条とし，第32条を第34条とし，第31条を第32条とし，第27条から第30条までを1条ずつ繰り下げ，第26条の次に次の1条を加える。

（標準的な職）

第27条 事務局における地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は，全ての職務につき，次の表の左欄に掲げる職制上の段階に並び，同表の右欄に掲げるとおりとする。

職 制 上 の 段 階		標 準 的 な 職
1	事務局長	課 長
2	事務局長補佐	課 長 補 佐
3	係長，担当係長	係 長
4	主任が属する職制上の段階	主 任

5	1の項から4の項までに掲げる職制上の段階 以外の職制上の段階	係 員
---	-----------------------------------	-----

第31条第10号を「1件5,000,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。ただし、契約にあつては、1件500,000円以下の契約及び行財政局担当局長が別に定める随意契約に限る。」に改め、同条第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、第18号中「物件、労力その他」を「物品等」に改める。

第32条の次に次の1条を加える。

(情報セキュリティ)

第33条 情報セキュリティについては、他の法令に別段の定めがあるもののほか、京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程及び京都市情報セキュリティ対策基準の例による。

第34条中、「服務及び給与等」を「服務、給与、人事評価及び標準職務執行能力」に改める。

第35条の次に次の1条を加える。

第36条 公印の保管、使用簿に関しては、法令その他に別段の定めのある場合のほか、京都市の例による。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(京都市農業委員会事務局)